

# 難民を対象とした調査・研究における倫理的配慮に関する提案

## —難民の個人情報と難民を取り巻く状況への理解のために—

難民研究フォーラム事務局作成

この提案書は、難民を対象とする調査・研究を実施するにあたって、必要な倫理的配慮に関する情報を提供する目的で作成しました。作成にあたっては、難民をはじめ、脆弱な立場に置かれている人に対する調査経験が豊富な研究者の方々からコメントをいただき、反映させています。万が一にも調査に参加する難民に予期せぬ不利益や危害をもたらすことがないように研究計画の策定、調査の実施段階、研究結果の公表など各段階において、配慮をするべきポイントを確認する際の参考にしてください。巻末には、チェックリストを掲載しておりますので、理解度の確認のためにご活用ください。

### はじめに：研究参加者<sup>1</sup>への予期せぬ不利益回避のために

「人を対象とする調査・研究」においては、インフォームドコンセントや個人情報保護の重要性をはじめ、研究参加者に何らかの不利益や危害を与えないよう、様々な倫理指針や行動原則が策定されています。また、研究機関や学会においては倫理審査委員会の設置をはじめ、研究倫理を担保するための仕組み作りが進められています。難民を対象とする調査・研究においても、こうした一般的な研究倫理を遵守することは極めて重要です。

そのうえで、難民を対象とする場合は、人を対象とする調査・研究で一般的に求められる倫理的配慮に加えて、更なる注意や理解と配慮が必要になることがあります。その理由として、難民は出身国での迫害や深刻な人権侵害を受けるおそれから逃れて、他国に庇護を求めているという特殊な状況にあることなどが挙げられます。

難民を対象とした調査・研究にあたっては、一般的な調査倫理に加えて、難民を取り巻く状況や研究結果の公表がもたらすリスクなどに対する理解が欠かせません。調査の計画時や調査実施時において、研究参加者に不利益や危害を及ぼすことがないように留意するとともに、調査結果の公表にあたっては、公表する情報が難民の個人の特定に結びつくことがないかなどを、事前に検証することが望ましいと考えます。

難民研究フォーラムでは、難民を対象に調査・研究を実施する調査実施者が事前に知っておくべきポイントを整理しました。この提案書は、難民研究フォーラムが知見を有する日本の状況をもとに作成したため、調査国によっては状況が異なる場合も考えられます。調査を実施する国や地域の状況に合わせて、研究参加者の保護のための対策を検討することが重要ですが、共通するポイントも多く含まれているため、参考にしてください。

難民への関心から行われた調査・研究が、研究参加者の不利益や危害をもたらすことに繋がることは、調査者も望んでいないと考えます。これから調査・研究を始めたいと考えている方には、この提案書を事前にご一読いただき、どのようなポイントに配慮をする必要があるかを確認していただければと思います。研究参加者の安全を確保したうえで、より良い調査・研究を行うために役立てていただけることを期待しています。

---

<sup>1</sup> 一般的に「調査対象者」の語が用いられますが、難民・強制移動研究では、難民の生活や経験、語りを「調査・研究対象」とのみならず眼差しが批判的に検討されています。この提案書は、インタビュー調査をはじめ、直接的に難民とかかわる調査・研究を念頭に作成したため、難民を受動的な『調査・研究の対象』としてではなく、自主的な意思で研究に参加する（協力する）という意味を含む「研究参加者」を用いています。ただし、難民が調査・研究に主体的に参加していることをもって、調査者が研究参加者の安心・安全を確保する責任が減免されるものではありません（批判的難民研究については、以下を参照、Espiritu, Y. L., Duong, L., Vang, M., Bascara, V., Um, K., Sharif, L., & Hatton, N. (2022). *Departures: An Introduction to Critical Refugee Studies* (1st ed., Vol. 3). University of California Press. <https://doi.org/10.2307/j.ctv2vr8vfw>).

## 難民<sup>2</sup>を対象とした調査・研究における個人情報について

### 1. 難民個人が特定された場合のリスク

研究参加者の匿名化は、人を対象とする調査・研究に一般に求められる研究倫理ですが、難民が特定された場合には、迫害や深刻な人権侵害など回復不能な被害を受ける可能性があります。そのため、調査時や調査データの管理、結果の公表などの全ての段階で細心の注意を払い、万が一にも個人が特定されないことがないようにしなければなりません。

難民申請中の場合は、審査の結果によって、本人の意志に反して出身国に送還される可能性がある点にも注意が必要です。特に、日本においては、本来ならば難民と認定されるべき人が保護を受けられていないという指摘があり、実際にほとんどの難民申請者が難民条約上の「難民」としての保護を受けられない可能性を想定せざるを得ない状況にあります。その結果、研究参加者が将来、帰国を迫られたり送還されたりする場合があります。

#### 1.1 出身国で迫害を受けるおそれ

迫害の主体である出身国政府や政府関係者、非国家主体<sup>3</sup>などに難民個人が特定された場合、難民や同伴家族が迫害や深刻な人権侵害など回復不能な被害を受けるリスクを高めることに繋がります。実際に難民の中には、送還された後に迫害を受け、命を落とした人や拷問を受けた人もおり、難民の情報が迫害の主体に伝わることは絶対に避けなければなりません<sup>4</sup>。また、難民個人が特定されることは、本人だけでなく、出身国で暮らす家族や親族、関係者にも重大な影響や危険を与える可能性があります<sup>5</sup>。また、難民個人の特定にまでは至らなくとも、「難民申請をした可能性がある人物」として認識されることによって、個人が特定された場合と同様の危険に直面する可能性も考えられます。

- 例えば、2012年の英国上級審判所の判決<sup>6</sup>では、不認定とされた庇護希望者や強制退去させられる者は、反政府的な政治的意見を有すると見做され、到着時に逮捕・拘禁・虐待されるおそれがあり、条約上の「難民」として保護するに値すると判断されている。つまり、他国で難民申請をしたということ自体が、出身国政府などから迫害を受ける理由となることもある。

条約上の「難民」として認定される、若しくはその他の在留資格を得て庇護国での安定的な在留が可能となった場合は、少なくとも本人の意志に反して送還されるリスクは低くなります。一方で、出身国

<sup>2</sup> この提案書の難民とは、迫害や深刻な人権侵害を受けるおそれがあることを理由に、他国に庇護を求めている人々を総称として用いています。その中には難民条約に基づく難民として認定を受けている人だけでなく、難民申請中の人や難民申請を希望している人（庇護希望者）、また庇護国において地域条約や施策において難民として受け入れている人々も含まれています。なお、難民条約に基づく難民を表す場合は、条約上の「難民」と「」を用いて記載します。

<sup>3</sup> 非国家主体（non-state actors）には、反政府組織や社会的集団、また難民に関する個人も含まれます。

<sup>4</sup> 参考：難民研究フォーラム「[事例集] 送還された難民・難民申請者とその後」2020年4月17日 [<https://refugeestudies.jp/2020/04/research-deportation/>]。

<sup>5</sup> 難民申請者の個人情報と被害主体に共有されることによる家族や関係者の危険性については、UNHCRの難民申請者の秘密保持（Confidentiality）の原則をはじめ、英国移民規則第339IA条（Paragraph 339IA of the Immigration Rules UK）や米国連邦規則 8 CFR 208.

6. などにおいて、家族や関係者が危険にさらされる可能性があるため、難民申請を行ったという事実そのものを含めて迫害主体に情報を共有してはならないことを定めています（UNHCR・IPU『A guide to international refugee protection and building state asylum systems—Handbook for Parliamentarians N° 27』2017年、P. 62, P. 159, P. 160. [[A guide to international refugee protection and building state asylum systems | Refworld](#)]; UK home office『Disclosure and confidentiality of information in asylum claims』2022年8月26日、p. 10. [[https://assets.publishing.service.gov.uk/media/630f3a9be90e0729da484f35/Disclosure\\_and\\_confidentiality\\_of\\_information\\_in\\_asylum\\_claims.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/media/630f3a9be90e0729da484f35/Disclosure_and_confidentiality_of_information_in_asylum_claims.pdf)])。

<sup>6</sup> KB (Failed asylum seekers and forced returnees) Syria CG v. Secretary of State for the Home Department [<https://www.refworld.org/jurisprudence/caselaw/gbrutiac/2012/en/90210>]

に残された家族や親族、関係者などは引き続き迫害や人権侵害を受ける可能性があるため、条約上の「難民」として認定された人や在留資格の付与を受けた人であっても個人が特定され得る情報の公表については、慎重な検討が必要です。

## 1.2 庇護国での監視、差別、排除のおそれ

日本においては、迫害の主体である出身国政府や大使館関係者などが難民の情報を収集し、監視をしている事例が確認されています。難民であると知られることは、日本での生活を監視される可能性を高める危険性があります。また、難民であることを理由に日本社会や日本の出身国（民族）コミュニティで差別されたり、コミュニティから排除されたりする可能性もあります。

- 例えば、あるミャンマー出身の難民申請者が、必要に迫られて、パスポートの更新のために大使館を訪れたところ、大使館の担当者から「隠れて政治活動を行っていることをミャンマー政府は把握しており、ブラックリストに載っている」と言われたケースが日本の裁判でも事実として認定されている<sup>7</sup>。
- 難民は、日本での生活の上で関わる同国出身者に自身が難民として逃れてきたことを伝えていない場合もある。特定の政党の支持者であること、宗教を改宗したこと、セクシュアルマイノリティであることなどが出身国コミュニティで知られた場合、コミュニティから排除されてしまう可能性もある。難民申請をしたという事実自体が、出身国に対する背信行為と捉えられる場合もあり得る。また、難民である情報がコミュニティ内に広まることで、難民が逃れてきた迫害主体にその情報が伝わる危険性がある。
- 難民であることを知られることで、本人やその家族が日本国内で差別やヘイトスピーチの対象となってしまうリスクがある。

## 1.3 難民認定審査への影響

個人が特定され得る形で難民の情報が公表されると、上記のリスクに加えて、難民認定審査の結果に影響を及ぼすおそれがあります。出入国在留管理庁は難民認定審査において、難民申請者の供述の一貫性を非常に重く捉えており、供述の変遷を理由に信憑性が低いと評価され、不認定処分を受ける事例もあります。難民認定審査の過程において行政が取得していた情報と研究で公表された情報に齟齬がある場合には、難民認定審査の決定に影響を与える可能性があります<sup>8</sup>。

日本では、難民がアクセスできる生活支援や法的支援が限られています。難民認定審査は長期にわたる場合があり<sup>9</sup>、先の見えない不安定な生活を強いられる人も少なくありません。社会的・法的支援が脆弱な中で生活する難民は、個人情報特定され、何らかの不利益を受けるおそれがあるとしても、行政や司法に救済を求めることなどが困難な場合もあります。

<sup>7</sup> 渡邊彰悟・杉本大輔編著『難民勝訴判決20選—行政判断と司法判断の比較分析』信山社、2015年、「事例4 来日後に芸能活動などを通じて反政府活動に関与したミャンマー出身女性」、77～78頁。

<sup>8</sup> 例えば、同じ内容の質問であっても、調査者の立場や年齢、性別などの属性や研究参加者との関係性、質問の仕方、あるいは申請者の受け取り方の違いによって、回答が大きく異なる場合があることはよく知られています。また、難民申請の理由となる迫害経験などの重要な情報であっても、時間の経過とともに記憶が失われたり、変化したりすることも明らかになっています。そのため、研究参加者自身が意図せずに、その時点での記憶に基づいて話した内容が、別の機会でも話した経験と一致しない可能性は否めません。難民の記憶と供述の信憑性をめぐる議論については以下も参照してください。ヒラリー・エヴァンス・キャメロン「難民認定と記憶の限界」[<https://refugeestudies.jp/2024/12/post-6218/>] / Cameron, H. E., "Refugee Status Determinations and the Limits of Memory," *International Journal of Refugee Law* vol. 22, no. 4, 2010, pp. 469-511. [<https://academic.oup.com/ijrl/article-abstract/22/4/469/1520136>].

<sup>9</sup> 2023年の難民申請の平均審査期間は一次審査が26.6か月、審査請求が9.9か月でした。

## 2. 難民個人の特定に結びつくリスクとなる情報

難民を対象とした調査・研究を行う際に、個人情報の取扱いや調査結果の公表に一層の配慮が求められる理由は、前述の個人が特定された場合のリスクが極めて高いことに加えて、難民であるという特別な事情により、一般的な匿名化では不十分な場合があることも挙げられます。本章では、どのような情報が個人の特定に結びつき得るかについて、日本の状況を念頭に検討します。研究計画時の研究対象の選定や公表時の匿名化にあたっては、以下のような状況を踏まえて、難民が特定されないように対策を取ることが求められます。

また、調査結果の公表前には研究参加者の理解可能な言語に原稿を翻訳して、本人の確認・同意を得ることが望ましいと考えられます。

### 2.1 庇護国における難民のプロファイルの特殊性

難民は氏名や顔写真など、直接的に個人が特定できる情報だけでなく、出身国、出身地域、性別、年齢、民族、家族構成、学歴や職歴、来日時期、日本での居住地域、就労・就学状況などの限られた情報だけで特定されるリスクがあります。一つの情報だけでは特定には至らなくとも、複数の情報が組み合わさると特定されるリスクは高まります。当然ながら、母数となる集団が小さければ、個人特定のリスクは高まるため、研究参加者と類似するプロフィールを持つ集団がどの程度の規模であるかについては必ず確認し、リスクを検証する必要があります。

- 日本に暮らす外国人の人数は増加しているものの、出身国によっては数十～数百人しか日本に在留していない国籍の人も存在している。そのため、国籍によっては個人の特定が容易となる可能性がある。
- 欧米に比べ、日本の難民認定者数、難民申請者ともに人数が限られているため、他国の研究では公表されている情報であっても、難民の特定に結びつく可能性がある。例えば、欧米諸国における難民認定数は年間で数千～数万人に上るが、日本では最も多かった年でも303人に留まっている（2023年現在）。

本国を逃れて庇護を求めた理由やそれに関する経験、迫害の主体や出国の経緯などの出身国における庇護に関する個人情報は、特に個人が特定されるリスクが極めて高いとされています<sup>10</sup>。出身国政府や迫害の主体は、難民の個人情報を把握している可能性があるため、出身国における個人情報の記述には特にリスクを検証する必要があります。

また、難民は難民申請手続の過程でこうした情報を日本の行政機関にも提出しているため、同様に限られた情報だけでも個人を特定できる可能性があります。

### 2.2 日本における出身国（民族）コミュニティや支援団体との関係性の強さ

日本では、難民に対する支援が限られている影響もあり、出身国（民族）コミュニティや民間の支援団体のサポートを受けて生活している場合が少なくありません。難民と関係性の強いコミュニティや支援団体などは、来日前や日本での生活状況など詳細な情報を把握している可能性があります。匿名化については研究参加者のコミュニティ関係者などが読む場合も想定して、検討することが重要です。

---

<sup>10</sup> 迫害に関する経験や庇護情報 (asylum information) および出身国における個人情報の機密性や秘密保持原則については、以下を参照ください。UNHCR『庇護情報の秘密保持の原則に関する助言的意見』2005年3月31日、para 2, 4, 5 [[https://www.refworld.org/jurisp\\_rudence/amicus/unhcr/2005/en/93151](https://www.refworld.org/jurisp_rudence/amicus/unhcr/2005/en/93151)]

### 3. 調査・研究において理解と配慮が必要な点

研究参加者に対して調査の目的や手法、データの保存や公表方法について、事前に十分な説明を行ったうえで同意を得ることは研究倫理の原則です。この原則の重要性は、難民を対象とした調査・研究においても同様ですが、以下のような理由により、難民に対する説明や同意の取り方には、より一層の配慮が必要です。以下では、特に重要だと考えるものを記載しています。

#### 3.1 ト라우マ体験やメンタルヘルス

難民には、拷問や暴力などの様々な迫害の経験や迫害の恐怖、暴力や紛争などによる家族や親族との死別や離散などの喪失体験、出身国に残している家族や関係者への危惧や罪悪感、庇護国に来るまでの移動過程での不安や恐怖の経験などによって、トラウマを抱えている人々がいます。また、長期間に亘る難民認定審査、送還や収容の恐怖、法的地位の不安定さや生活困窮など、庇護国で生活する中での様々なストレスによってメンタルヘルスの課題を抱える人もいます<sup>11</sup>。

一般的に脆弱性の高い人を対象とする研究におけるインフォームドコンセントについては、特に慎重な配慮が求められており、難民を対象とする調査研究においても、研究参加者がトラウマやメンタルヘルスの課題を抱えている可能性も踏まえて、調査を実施する必要があります。

しかしながら、日本においては、難民を含む外国人のメンタルヘルスやトラウマの治療やサポートが可能な医療機関や臨床機関は、言語的、文化的な障壁の影響もあり、ごくわずかしが存在していません。そのため、専門的なサポートを得られる環境が十分に確保されていない点も踏まえて調査を設計する必要があります。やむを得ずセンシティブな内容を聞き取る必要がある場合は、質問内容や方法に十分配慮することに加えて、PTSDをはじめとするメンタルヘルスの課題が実際に生じた場合の対策を事前に検討しておくことも必要です。

#### 3.2 難民自身が直面しているリスクを把握していない可能性

一般の研究倫理においても、調査への参加を求める際には、参加によるリスクなどを事前に説明することが求められます。難民を対象とする調査研究においては、以下のような可能性を考慮して、研究参加者に事前に十分な説明をすることに加えて、調査者の責任において公表する情報の取捨選択を行わなければなりません。

- 庇護国の難民認定手続の制度や支援策は複雑であり、また国によって認定率（庇護率）が顕著に異なっている。そのため、難民のなかには制度や施策を十分に理解していなかったり、他国で認定された家族・友人がいることなどを理由に、自身が条約上の「難民」として認定されずに送還されるリスクがあることを過度に低く見積もっている人もいると考えられる。
- 日本においては、難民が難民認定制度について専門的な知見を有する人から説明を受ける機会が保障されていないため、難民が自身の持つ権利や直面しているリスクなどについて正確に理解していない場合もある。

<sup>11</sup> 難民がメンタルヘルスに関するリスクの高い集団であることや、避難先での生活がメンタルヘルスに及ぼす影響などに関する幅広い課題が報告されています（例えば、森谷康文「新たな人生に向き合う難民の暮らしとメンタルヘルス」小泉康一『難民をどう捉えるか—難民・強制移動研究の理論と方法』慶應義塾大学出版会、2019年、239～260頁）。また 難民のメンタルヘルスに関するシステムティックレビューやメタ分析など医学分野の研究論文は多数発表されています。

- 難民は、日本における難民の人数をはじめ、公開されている統計情報などを把握しておらず、自身の特定可能性を客観的に見積もることができない場合がある（例えば、国籍別の申請者数、難民申請者の性別、申請時の在留資格などの統計情報が公開されていることを知らない可能性がある）。

### 3.3 力関係と難民の調査への期待

調査者と研究参加者の力関係への理解は、自由意志に基づく研究参加を保証するために欠かすことができません。難民への調査に際しては、一層の理解と配慮の対応が求められます<sup>12</sup>。また、調査に協力することに対して、難民が何らかの期待を持っている可能性がある点にも留意が必要です。

- 日本では難民への公的支援が限られており、難民の中には民間の難民支援団体や支援グループからの衣（医）・食（職）・住への支援や言語や就労支援などを継続的に受けている人がいる。日本では民間の難民支援団体や支援グループの数も限られているため、難民本人が調査への参加に懸念があっても、支援団体の職員や関係者からの依頼であれば断ることが困難な場合もある。
- また、難民の中には調査・研究に協力することによって、自分たちの置かれた環境が直ちに改善されることを期待している人がいる。研究に協力したにもかかわらず、期待していた成果が得られないことにより、調査者や調整を行った支援団体などに対して不信感をもってしまうことも考えられる<sup>13</sup>。そのため、調査や研究が支援団体と支援対象者との関係性に影響を与え得ることへの理解と配慮として、難民への十分な調査に関する説明が求められる。
- また、調査者が支援団体の関係者（元関係者を含む）であり調査を実施する場合は、研究参加者に誤解を与えることがないように、調査者の立場と支援団体の活動との区別を明確に説明することが必要です。

### 3.4 調査協力者の守秘義務と通訳者

調査において、通訳者や翻訳者などを介して調査を実施する場合などは、調査協力者に対しても事前に守秘義務契約を行うなど、研究参加者の個人情報の取り扱いについて取り決めを行い、調査によって入手した個人情報が第三者に渡らないようにしなければなりません。難民の場合は、仮に難民が理解できる言語であったとしても迫害主体である集団の言語で調査を実施する場合などは、難民が安心して調査に参加できないおそれがある点にも留意が必要です。通訳者の選定にあたっては、通訳者としての能力や研究参加者と同じ言語や方言を話すだけでなく、出身国の状況や研究参加者の事情などを踏まえて、参加者と宗教的、政治的、文化的、あるいは民族的な対立関係などにある可能性にも配慮が必要です<sup>14</sup>。

<sup>12</sup> 調査者と難民との力関係やインフォームドコンセントなどを扱った倫理論文として、Clark-Kaza, C., "Ethics in Forced Migration Research: Taking Stock and Potential Ways Forward," *Journal on Migration and Human Security* 9(3), 2021, pp.125-138. [<https://journals.sagepub.com/doi/10.1177/23315024211034401>]などがあります。また、難民の倫理研究に関して、理論と実証研究の両面において、多様な研究分野からの研究論文やガイドラインなどが、近年多数発表されています。末尾の参考文献を参照ください。

<sup>13</sup> 例えば、Omata, N., " 'Over-researched' and 'under-researched' refugees" *Forced Migration Review* 61, 2019. [<https://www.fmreview.org/ethics/omata-4/>].

<sup>14</sup> 通訳者を選定する際の注意点については、UNHCR "Procedural Standards for Refugee Status Determination under UNHCR's Mandate-2.5 Interpretation in UNHCR RSD Procedures" を参照してください。

### 3.5 時間の変化による難民を取り巻く状況の変化への配慮：同意を撤回する機会の確保

難民申請者の中には、在留資格を有する人、「仮滞在許可」<sup>15</sup>で滞在している人、有効な在留資格を有していない人（いわゆる「非正規滞在者」）などが含まれます。調査時に在留資格を有している場合でも、難民認定審査の結果によっては在留資格を失い、収容や送還のリスクに直面する場合があります。また、調査実施後に難民や家族の状況、あるいは出身国や庇護国の状況に変化が生じるなどへの影響で、調査時よりも公表可能な情報が狭まったり、場合によっては本人が研究への同意の撤回を希望したりする可能性もあります。そのため、難民の状況の変化に十分配慮し、同意の撤回ができない無記名の質問紙への回答や論文の公表など、不可逆的な行動を実施する前の段階で研究参加者に対してその旨を説明することが重要です。特に、インタビュー調査など個人の経験や語りを分析するような調査の場合は、論文の公表前に改めて同意を得るなど丁寧なプロセスを経ることが大切です。

---

<sup>15</sup> 「仮滞在許可」は在留資格ではないものの、許可を受けると住民登録や国民健康保険への加入が可能です。ただし、就労は認められていません（2024年時点）。

<参考文献・図書> 難民を対象とした調査・研究に関する倫理規程、難民の個人情報ガイドライン等

1. オックスフォード大学難民研究センター(RSC) 『倫理ガイドライン』 (2007年)  
Refugee Studies Center, “ETHICAL GUIDELINES” Refugee Survey Quarterly, vol. 26, (3), 2007, pp. 163-172.  
[[http://www.ror-n.org/uploads/7/3/0/9/73095249/rsc\\_ethical\\_guidelines\\_2007.pdf](http://www.ror-n.org/uploads/7/3/0/9/73095249/rsc_ethical_guidelines_2007.pdf)]
2. 国際強制移動学会 (IASFM) 『倫理規定』 (2018年)  
International Association for the Study of Forced Migration, “CODE OF ETHICS –Critical reflections on research ethics in situations of forced migration,” 2018.  
[<https://iasfm.org/wp-content/uploads/2018/11/IASFM-Research-Code-of-Ethics-2018.pdf>]
3. ドイツ強制移動研究ネットワーク 『倫理ガイドライン』 (2024年)  
Netzwerk Flucht Forschung, “Ethics Guidelines of the German Network for Forced Migration Studies” .  
[[NWFF-Ethics-Guidelines-engl.pdf](http://NWFF-Ethics-Guidelines-engl.pdf), <https://fluchtforschung.net/ethics-guidelines/>]
4. 文部科学省 『人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針・ガイダンス』 (2023年)  
[[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/lifescience/bioethics/seimeikagaku\\_igaku.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/lifescience/bioethics/seimeikagaku_igaku.html)]
5. 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) ・列国議会同盟 (IPU) 『 難民の個人情報に関する機密保持原則』 (2017年)  
UNHCR・IPU, “A guide to international refugee protection and building state asylum systems—Handbook for Parliamentarians no 27” , 2017, p.62, p159, p160.  
[<https://www.refworld.org/reference/manuals/unhcr/2017/en/120593>]
6. UNHCR 『庇護情報の機密保持原則に関する助言的意見』 (2005年)  
UNHCR, “UNHCR Advisory Opinion on the Rules of Confidentiality Regarding Asylum Information,” 31 may 2005.  
[[https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/protect/mar2005\\_advconf\\_j.pdf](https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/protect/mar2005_advconf_j.pdf) (日本語) ]  
[<https://www.refworld.org/jurisprudence/amicus/unhcr/2005/en/93151> (オリジナル／英語) ]



## － チェックリスト －

### 難民を対象とした調査・研究における倫理的配慮に関する提案

チェックリストの使い方：チェックリストは2つの項目に分かれています。それぞれ用途に合わせてご活用ください。

**A. 難民を取り巻く状況の理解度をはかる項目：**この提案書で取り上げた難民を取り巻く状況のなかでも、特に重要な点を列挙しています。もしチェックをつけられない項目があれば、改めて提案書の該当箇所や参考資料などを確認し、理解を深めてください。

**B. 研究の倫理的な課題点を検討するための項目：**研究計画を作成した段階、調査を実施する前、調査結果を公表する前などの各段階で、研究計画の倫理的妥当性を振り返る際に重要な点を挙げています。チェックをつけられない項目や不安が残る項目があれば、改めて計画を再考したり、追加の措置を講じたりするなど、対応を検討ください。

※本チェックリストは研究倫理の課題点を確認するための目安となるポイントを列挙していますが、難民を取り巻く個別的な状況を網羅的に想定できているわけではありません。そのため、本チェックリストを参考にしつつ、研究参加者の安心・安全を守るために必要な措置については、研究者の責任において検討してください。

---

#### A. 難民を取り巻く状況の理解度チェック

##### A-1. 難民が直面するリスク

- 難民が特定されることは、難民本人や同伴家族、出身国に残してきた家族や親族、関係者、支援者に重大な影響や危険を与える可能性がある。
- 個人の特定にまでは至らなくとも、「他国で難民申請をした可能性がある人物」と認識されることによって、個人が特定された場合と同様の危険に直面したり、監視の対象になる可能性がある。
- 難民であることが周囲に知られることにより、監視されたり、差別を受けたり、出身国コミュニティから排除される危険性もある。
- 出身国コミュニティなどとの関わりが断たれることにより、日本における生活基盤を失ってしまう危険性がある。
- 研究で公表された難民の情報と、難民認定審査などにおいて行政が取得していた情報との間に齟齬がある場合などは、難民認定審査の決定に影響を与える可能性がある。
- 難民申請中の難民が不認定処分を受けた場合、本人の意志に反して、出身国に送還される可能性があるが、日本においては、本来ならば、条約上の「難民」と認定されるべき人が保護を受けられていないと指摘されているため、難民申請者が「難民」として保護を受けられない可能性を想定する必要がある。

□ 難民認定審査中や不認定処分を受けた難民のなかには、収容（拘禁）の可能性がある人、帰国を迫られたり、送還を強いられたりするリスクがある人が含まれている。

## A-2. 難民の特定につながる個人情報とその取扱いについて

□ 氏名や顔写真など以外の個人情報でも難民が特定される可能性がある。1つの情報では個人の特定に至らない場合であっても、複数の情報が公表され、組み合わせることで、個人が特定される可能性が高まる。

□ 難民の個人が特定され得る情報には、氏名や顔写真、出身国だけでなく、出身国における迫害に係る情報、日本における在留や生活状況、パスポートに記載されている情報なども含まれる。

□ 本国を逃れて庇護を求めた理由やそれに関する経験、迫害の主体や出国の経緯などの出身国における情報は、特に個人が特定されるリスクが極めて高い。

□ 出身国政府や迫害の主体は、難民の詳細な個人情報を把握しているため、極めて限られた情報だけでも個人を特定できる可能性がある。

□ 日本では難民申請者、および認定された難民の人数が限られているため、受け入れ人数が多い国や地域と比較して、個人が特定されるリスクは高い。そのため、他国の研究では公表されているような個人情報が、日本においては容易に「個人の特定」につながる可能性がある。

□ 日本においても、大使館をはじめとする出身国の政府関係者などが難民の情報を収集・監視をしている可能性がある。また、研究参加者が難民申請中であるなどの情報がコミュニティ内に広まることで、出身国政府や大使館にその情報が伝わる危険性がある。

□ 難民の中には、出身国（民族）コミュニティや支援団体と関わりを持って生活している人がいる。このような場合は、非常に限られた個人情報でも、容易に個人が特定される可能性がある。

## B. 研究の倫理的な課題点チェック

□ 難民本人が自身の置かれた日本での状況を適切に把握していない場合があることを理解し、難民に関する統計資料や難民認定制度・政策などに関する公開情報の存在について、難民が十分に知らない可能性を考慮したうえで調査を計画した。また、本人にリスクなどを説明する準備ができてい／説明して承諾を得た。

□ 日本では民間の難民支援団体や支援グループの数が限られているため、難民本人が個人情報の特定などへの懸念があっても、支援団体の職員や関係者との関係悪化などへの不安や配慮から、調査への協力を拒否しにくい可能性など、「力関係」を理解し、十分に配慮したアプローチを検討した／適切に実施した。

- (調査者が、民間の支援団体などの関係者であり、援助者／援助関係者として研究参加者に関わっている場合) 調査開始前に、研究参加者に対して支援団体と調査実施者の立ち位置、支援団体と調査の関係などについて十分に説明をする準備ができています／説明して同意を得た。
- 難民の中には調査・研究に協力することによって、自分たちの置かれた環境や状況が直ちに改善されることを期待している人もいることを踏まえて、研究参加者に対して、研究への参加が難民自身の境遇に直接的な改善をもたらさないことを説明する準備ができています／説明して同意を得た。
- 難民の中には、出身国での迫害を含む経験や移動過程の経験によって心的トラウマを抱えている人、また庇護国での経験や生活環境によってメンタルヘルスの課題を抱える人が存在しているため、調査・研究の内容によって、難民にトラウマ体験が呼び起こし、フラッシュバック症状などをはじめとした心理的な負担をかける可能性があることを踏まえて、研究参加者の選定や調査方法、質問項目などを検討した／適切に実施した。
- 日本においては難民のメンタルヘルスや心的トラウマに対して、専門的なサポートを提供できる機関がごくわずかしか存在しないことを踏まえて、研究参加者への心理的負担に配慮した調査が求められることに加えて、メンタルヘルスの不調など発生した場合の対策を事前に検討した／説明した。
- 心的トラウマやメンタルヘルスの課題を抱えている人を対象とした調査・研究におけるインフォームドコンセントに関しては、本人が適切な判断をできない状況にある可能性などを含めて配慮や対策を検討した／適切に実施した。
- 調査において、通訳者や翻訳者をはじめとする調査協力者を介して調査を実施する場合など) 調査協力者に対しても事前に守秘義務契約を行うなど、研究参加者の個人情報の取り扱いについて取り決めを行い、調査によって入手した個人情報が第三者に渡らない仕組みを準備した／適切に実施した。
- 使用する言語や通訳者の選定においては、難民が理解できる言語であったとしても迫害主体である集団の言語などで調査を実施する場合は、難民が安心して調査に参加できないおそれがあることを理解したうえで、使用言語を選択する予定である／選択した。また、通訳者の選定にあたっては、通訳者としての能力や研究参加者と同じ言語を話すかだけでなく、出身国の状況や難民個人の事情などを踏まえて人選を行う予定である／行った。
- 調査時から研究結果が公表されるまでの間に、難民自身や家族の状況が変化し、個人特定によって不利益が生じる可能性が、新たに発生している場合もあることを踏まえ、研究参加者に対して、同意の撤回が可能な時期や方法などについて説明する準備ができています／説明し同意を得た。
- 公表前には、調査実施者が難民の個人特定の可能性を十分に精査した上で、個人情報の公表の範囲の妥当性を検証することが求められることを理解し、十分な対応を実施する予定である／実施した。
- 調査結果の公表前には研究参加者の理解可能な言語に原稿を翻訳して、本人の確認・同意を得ることが望ましいことを踏まえて対応を検討し、公開に至るまでのプロセスを研究参加者に説明する準備ができています／説明し同意を得た。